平成２７年（フ）第１２１号
長野県飯山市大字飯山277番地１　アクア103
債務者　桐澤　　翔
１　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３３号
長野市三輪１丁目16番15－404号　ＪＫ－４本郷
債務者　梅津　浩司
１　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３４号
長野市大字柳原1906番地　西沢アパート２号
債務者　石澤　文夫
１　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７４号
静岡県富士宮市野中1060番地の１市営白尾住宅Ａ棟23号
債務者　佐野　裕也
１　決定年月日時　平成27年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２４２号
愛知県一宮市下田１丁目４番７号　メゾンサンシャインＢ－101号
債務者　岩崎　惣吉
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第５７号
岡山県美作市湯郷811番地５、前住所岡山県美作市湯郷558番地１
債務者　河野　浩一
１　決定年月日時　平成27年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第６０号
岡山県真庭市下方401番地、住民票上の住所岡山県津山市沼395番地１
債務者　吉井　純江
１　決定年月日時　平成27年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第１３８号
香川県高松市高松町1847番地２
債務者　岩﨑　芳子（旧姓遠藤）
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１７０号
香川県高松市寺井町287番地３
債務者　井下　久美
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後１時40分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７０号
福岡県嘉麻市下臼井1080番地１　碓井下臼井西団地519号
債務者　田中　好章
１　決定年月日時　平成27年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第８４号
佐賀県武雄市東川登町大字永野3965番地
債務者　川内　達也
１　決定年月日時　平成27年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第８５号
佐賀県伊万里市南波多町原屋敷800番地、前住所佐賀県伊万里市立花町1039番地12
債務者　江川　和宏
１　決定年月日時　平成27年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第３８号
福岡県筑後市大字羽犬塚224番地10
債務者　山口　**禮**子
１　決定年月日時　平成27年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第１５号
宮城県登米市迫町北方字新土手70番地
債務者　佐々木　隆
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２７年（フ）第１６号
宮城県登米市迫町北方字新土手70番地
債務者　佐々木麻里
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２７年（フ）第４２号
岐阜県大垣市新長沢町１丁目13番地２　メイゾン新長沢　103号
債務者　藤原　恵吾
１　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第２２４号
愛知県岡崎市細川町字石田66番地９　細川ハイツＭＯＮＥＴ106
債務者　伊藤慎一郎
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係